

参議院予算委員会でひろ友和夫議員が質問

3月23日の参議院予算委員会で公明党のひろ友和夫参議院議員は、ほう素、ふっ素の暫定排水基準の期限切れに関して、温泉旅館・ホテル業界、めっき業界が新規制への対応が整わず混乱していることから「暫定排水基準を延長すべきだ」と要請したのに対し、加藤修一環境副大臣（公明党）は「暫定排水基準の適用期間延長を含め、現実的で合理的な結論を出したい」と回答、関係業界に充分配慮する方針が示された。



（右：ひろ友議員、左：加藤副大臣）

（参議院HP 参議院会議録情報 予算委員会3月23日第15号）より

○ひろ友和夫議員 今、その温泉地でいろいろ大変な大きな問題が生じておりまして、これは週刊誌等にも報道されておりますけれども、この見出しを見ましたら、排水規制の基準大幅強化で湯の町大混乱と、7月危機、全国の温泉6割が営業できないと。これはどういうことかといいますと、平成13年7月に、水質汚濁防止法の一部改正によって、砒素及びその化合物が有害物質等に加えられて、海域以外に排出する場合の許容限度、1リットル中10ミリグラムと定めた。ただし、これは3年間の暫定排水基準が業種別に設けられまして、温泉を利用した旅館業と下水道業については、他業種に比べると緩やかな500ミリグラムで、3年間のこの猶予があるということでございます。で、その暫定排水期間が6月中で切れると、今年7月よりこれが適用されますと、一気に50倍の厳しいものになると。

これと同時に、またもう一つ、これで懸命にいろいろ物作りに貢献されているメッキ業の中小企業の皆さんも同様な状態に置かれているわけですが、こういうことに対して、是非、今まで周知徹底も、最近になって皆さん、これは大変だという話になってきているわけですね。ですから、周知徹底も余りされてなかったのも事実でありますし、現実的に実用的な除去の方法というのがこれは確立されてないということで、もう是非これの延長等を考えられるべきじゃないかなというふうに考えておりますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○加藤修一副大臣 弘友委員にお答えをいたします。温泉旅館の排水に含まれる弗素あるいは砒素については、先ほど委員が御指摘されたように、現段階において適用可能な処理技術がなかなか見付からない状態であるとらえておりまして、このようなことから、排水濃度の実態、また適用可能な処理技術の水準等を考慮しまして、暫定排水基準の適用期間の延長の措置を含めまして、現実的で合理的な結論を出してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○ひろ友和夫議員 今、副大臣の方から、現実的、合理的な措置を取るというふうな御答弁でございましたので、延長も含めて、是非これは、現実に対応できない、そういう技術も確立されてないということでもありますから、技術の確立の支援も含めてやっていただきたい。（以下略）